

# 国民健康保険税 制度改正のお知らせ

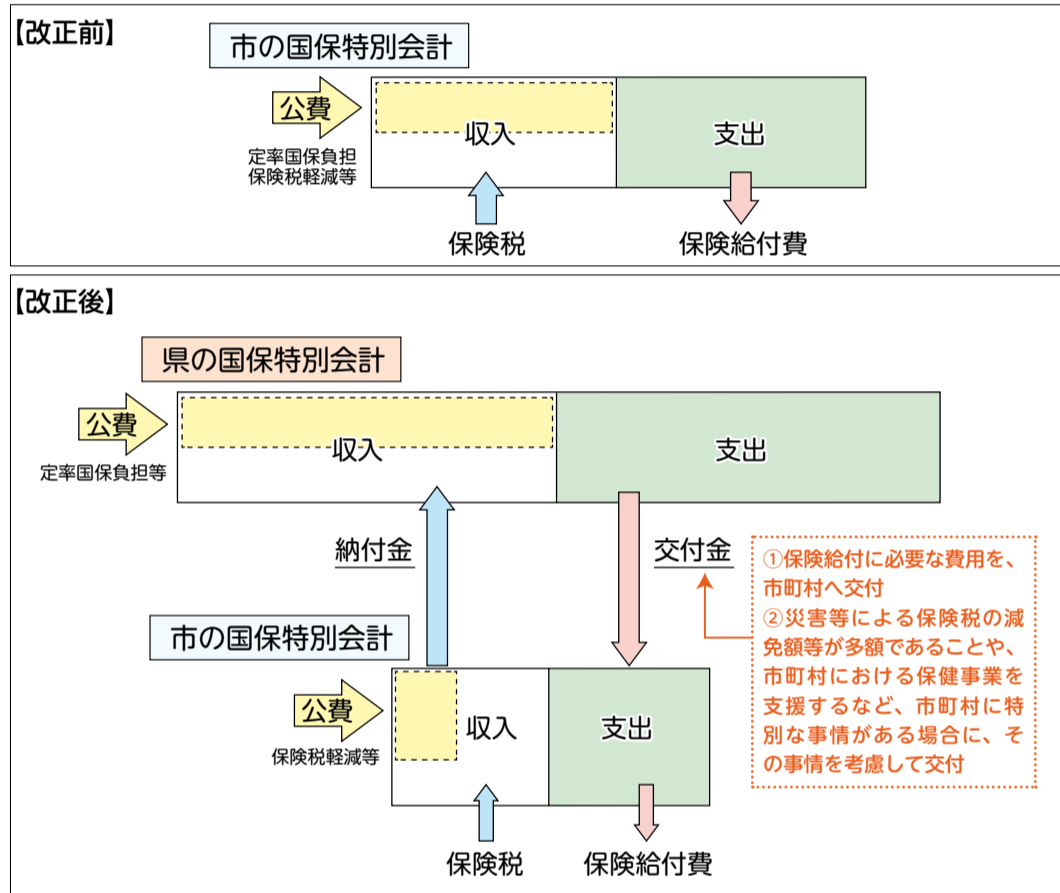
4月からの国の制度改正に伴う国民健康保険税の改正内容などをお知らせします。

## 保険税の算定根拠が改正されました

4月から国民健康保険が都道府県単位となり、広域化されることに伴い市町村の保険給付に必要な費用は、都道府県から交付されます。このことにより、県が交付する交付金の財源として、市は被保険者の皆さんから納めていただいた保険税の一部を県に納めることとなります。

これまで、市の保険給付に必要な費用を確保するため、保険税率を算定し決定していましたが、今後は、納付金を納め、市の国保事業を実施していくにあたり、必要な保険税を確保するため、保険税率を決定します。平成30年度では、引き続きこれまでと同じ保険税率で据え置くことになりました。市では、今後も制度の動向について注視していきます。なお、制度改正について詳しくは市ホームページをご覧ください。

### 制度改正後の国保財政の仕組み



## 保険税賦課限度額が改正されました

「地方税法施行令の改正」により、平成30年度から保険税の賦課限度額が、医療保険分58万円、後期高齢者支援金分19万円、介護保険分16万円となります。なお、保険税率は据え置きとなります。

### 国民健康保険税 賦課限度額の改正内容

	改正前	改正後
医療保険分	54万円	58万円
後期高齢者支援金分	19万円	19万円(変更なし)
介護保険分	16万円	16万円(変更なし)
計	89万円	93万円

## 所得の少ない世帯における保険税の軽減判定所得の基準が改正されました

世帯主、国保加入者および特定同一世帯所属者の前年中の総所得金額等の合計が一定以下の世帯は、保険税の「均等割額」および「平等割額」が軽減されます。

◎所得の申告をしていない場合は軽減判定ができません。所得のない方も忘れずに申告をしてください。

### 国民健康保険税 軽減制度の改正内容(5割軽減および2割軽減の範囲が拡大されます)

改正前(平成29年度まで)	改正後(平成30年度から)
7割軽減 総所得金額等の合計額が33万円以下	7割軽減 総所得金額等の合計額が33万円以下(変更なし)
5割軽減 33万円+(27万×被保険者数と特定同一世帯所属者の合算数)以下	5割軽減 33万円+(27万5000円×被保険者数と特定同一世帯所属者の合算数)以下
2割軽減 33万円+(49万円×被保険者数と特定同一世帯所属者の合算数)以下	2割軽減 33万円+(50万円×被保険者数と特定同一世帯所属者の合算数)以下

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険に加入していた方が後期高齢者医療保険の被保険者となり、国保の資格を喪失した後も同一世帯に属する方です。

平成30年度の「国民健康保険税」納税通知書は、6月15日金に発送する予定です。

☎ 国保年金課・内線354、455

## 東日本ガス株式会社から「119番通報訓練装置」と「救命講習資器材一式」が寄贈されました



火災や救急、救助活動が必要な場面に遭遇したときには、一刻も早く落ち着いて119番通報をすることが重要です。また、けが人や急病人が発生した場合、救急隊が到着するまでに、適切な応急手当を実施するためには、応急手当に関する知識と技術を身につけておくことも大切です。

今回寄贈された、「119番通報訓練装置」と「救命講習資器材一式」は、多くの皆さんに体験していただくよう、救命講習や地域の防災訓練などで活用させていただきます。

☎ 消防本部警防課 ☎7181-7701

## 第34回 織田作之助賞

### 新木小・湖北中学校出身！ 市内在住の古谷田奈月さんが受賞!!

平成28年10月に出版された『リリース』で、昨年12月に第34回織田作之助賞を受賞し、3月の贈呈式を終えたばかりの古谷田奈月さんが3月20日に市役所を訪れ、受賞の報告をしてくださいました。

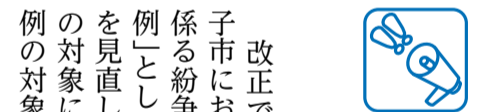


古谷田さんは「日頃から手賀沼周辺の散策を楽しみ、鳥の博物館などのイベントにも参加し、我孫子での暮らしを楽しみながら執筆しています。」と話してくれました。『物語が生まれるまち あびこ』としてこれほど嬉しいことはありません。

平成25年には、『今年の贈り物』（『星の民のクリスマス』と改題）で第25回日本ファンタジーノベル大賞を受賞しています。現在は次回作を執筆中で、今後の活躍がますます楽しみです。

※図書館アビスタ本館では、古谷田さんを紹介したコーナーを設け、全ての著作を所蔵しています。ぜひご一読ください。

☎ 秘書広報課広報室 ☎7185-1269、図書館アビスタ本館 ☎7184-1110



## 条例の一部を改正しました

「我孫子市における建築、開発行為等及び土地画整理事業の施行に係る紛争の予防と調整に関する条例」について

改正では、条例の名称を「我孫子市における建築、開発行為等に係る紛争の予防と調整に関する条例」としたほか、条例の適用範囲を見直し、葬祭場関連施設を条例の対象に位置付けるとともに、条例の対象となる建築、開発行為等

を行う際の近隣住民への説明の実施および市への報告が義務付けられました。改正後の条例は、6月1日から施行されます。詳しくは市ホームページをご覧ください。  
☎ 都市計画課・内線585

<ピクトグラム> シンプルなマークで記事の情報を伝えます

- ☎ パブリックコメント
- 📢 お知らせ
- 👤 お出かけ
- 🎤 講演・講座・教室
- 👥 募集
- 🏥 健康・検診
- 💉 予防接種